

復興News 陸前高田

<第60号>
令和3年1月発行
陸前高田市復興局

ニュース③ ユニバーサルデザインのお店について

陸前高田市では、「ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくり」を目指しており、言語、国籍の違い、年齢、男女といった差異、障害や能力に関わらず誰もが利用することができるユニバーサルデザインの取り組みを進めています。

【ユニバーサルデザインに配慮したお店】

①店舗への出入り、②店舗内の移動、③店舗での行為が誰もが問題なく行えるお店です。①～③について市が指定する事項に当てはまる店舗については、「ユニバーサルデザインのお店」として認証し、ホームページ等でお知らせいたします。現在20店舗以上が認証されており、今後も増えていく予定です。

① 店舗への出入り



- ・段差の有無とスロープの角度
- ・入り口扉の種類
- ・エレベーターの設置と仕様など

② 店舗内の移動



- ・通路幅の十分な確保
- ・通路の障害物の有無
- ・エレベーターの設置と仕様など

③ 店舗での行為



- ・飲食テーブルの快適性
- ・物販店舗の陳列棚の快適性
- ・受付・カウンターの快適性など



問い合わせ先 建設部都市計画課（内線305）

ニュース①

加算支援金の申請期限が延長されました。
（申請期限：令和4年4月10日 ※原則、最後の延長です。）

東日本大震災で居住する住宅が全壊・解体または大規模半壊被害を受けた世帯が、住宅の建設・購入（マンション及び中古住宅含む）・補修・賃貸により住宅再建した場合には加算支援金の申請ができます。未申請の方は下記の内容を確認の上で、ご不明な点があれば被災者支援室までお問い合わせください。

基礎支援金を受給した世帯が、住宅を再建（建設・購入、補修または賃貸）する場合に支給される「加算支援金」について、**陸前高田市で被災した世帯の申請期限が延長され、令和4年4月10日までとなっています。原則、今回は最後の延長となります。**住宅の建設・購入、補修または賃貸の契約後に申請ができます。

再建方法	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

※ 震災当時の世帯で世帯員2人以上の世帯を複数世帯、1人世帯を単身世帯とします。

申請の注意点

【公営住宅にお住まいの方が住宅を建設・購入する場合について】

市営住宅等の公営住宅（災害公営住宅を含む）に入居の方は原則として、加算支援金の申請はできません。しかし、公営住宅を退去して住宅を建設・購入する場合には加算支援金を申請できます。住宅建設・購入をお考えの場合にはお早めに被災者支援室までご相談ください。

【マンションや中古住宅の購入について】

マンションの購入や中古住宅の購入についても建設・購入の加算支援金を申請できます。なお、中古住宅の購入が個人間売買の場合には領収書等が必要となる場合があります。

【みなし仮設住宅に継続入居した場合について】

震災後みなし仮設住宅に入居し、都道府県等から家賃補助を受けていた場合でも、家賃補助が終了した後に、同じ住宅について、貸主と賃貸借契約を締結し直して居住し続ける場合には、賃貸の加算支援金を申請できます。

【居住住宅以外の住宅の補修について】

震災時に居住していた住宅以外の住宅を補修して住宅再建した場合にも補修の加算支援金を申請できます。

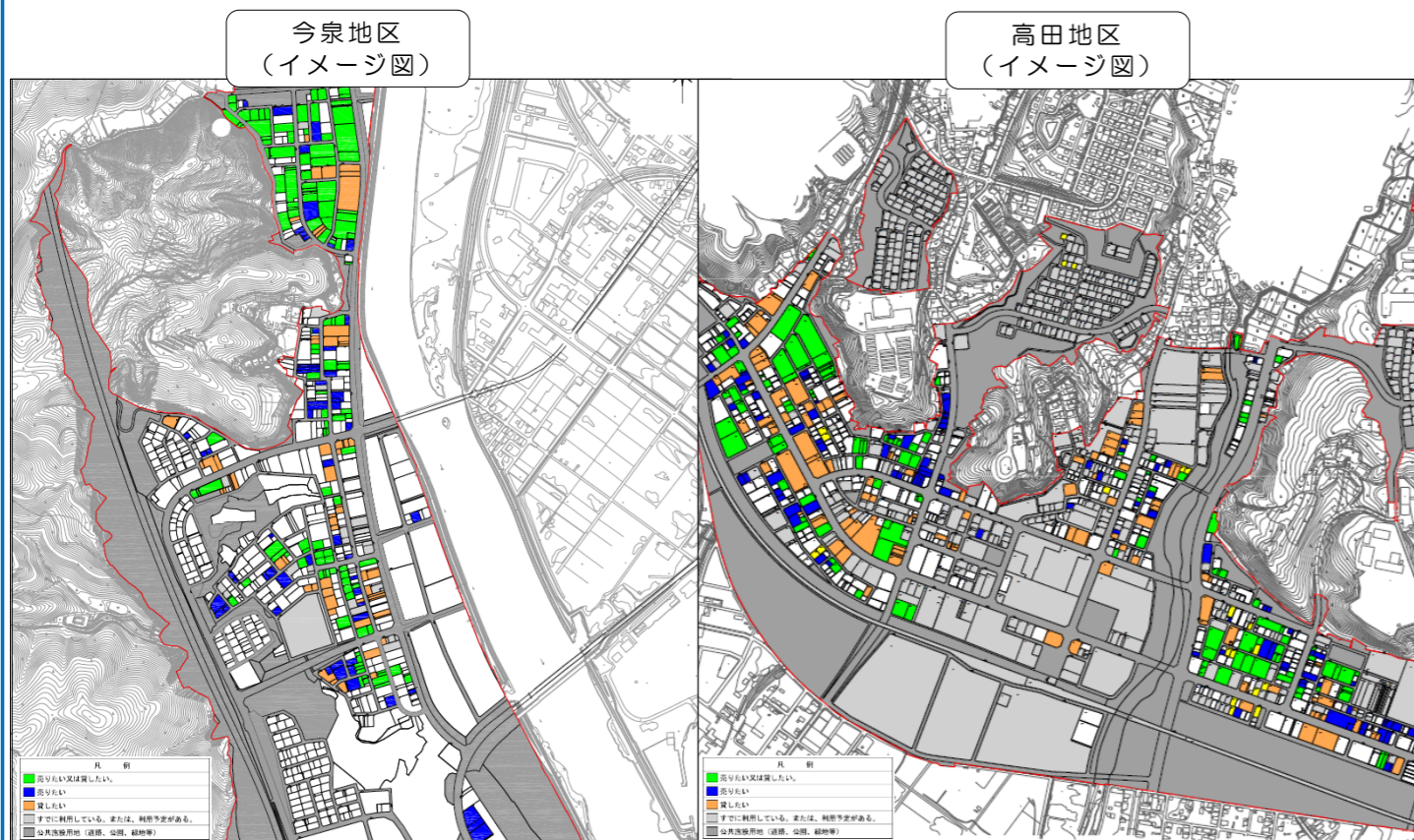
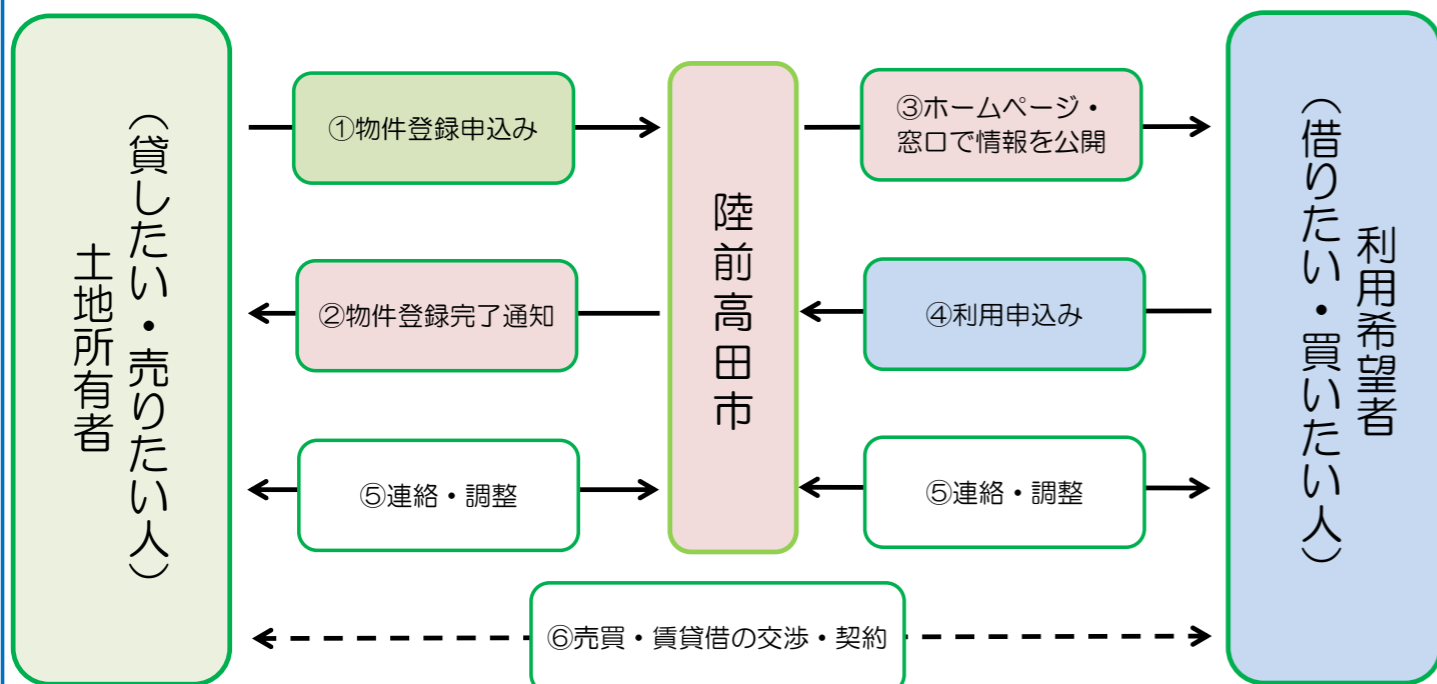
【賃貸入居後の住宅建設・購入について】

震災後民間賃貸住宅に入居し、賃貸の加算支援金を申請し受給した後に、住宅を建設・購入した場合には、建設・購入の加算支援金を申請することができます。その場合には、既に受け取った額を差し引いた金額を受給できます。

問い合わせ先 市民協働部被災者支援室（内線135）

高田・今泉地区では、かさ上げ部及び平地部で利用予定のない土地を有効に利活用してもらうため、「土地活用促進バンク制度」の運用を開始しております。

土地の利活用が未定の方で、まだ登録をしていない方はお気軽にご相談ください。



問い合わせ先 復興局市街地整備課（内線443、452）

《土地活用バンクを利用して家屋を建てると固定資産税相当額が助成されます。》

助成内容

対象となる土地及び家屋の固定資産税相当額分を、**陸前高田地域共通商品券**で支給します。
（年間20万円を上限とし、5年間助成する。最大で100万円。）

交付要件

- 対象者
土地活用促進バンク制度を利用して、対象となる土地の売買・賃貸借契約を締結し、対象家屋を建設・購入した個人・法人
- 対象区域及び土地
高田・今泉地区のかさ上げ部及び平地部で土地活用促進バンクに登録された土地（商業エリアは除く）
- 対象家屋
住宅、住宅兼店舗、店舗、貸家、事務所、事業所、倉庫等
（建築基準法に基づく建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けたものに限る。）
- 期限
制度施行の日又は土地の引渡しの日から3年以内に土地の売買・賃貸借契約を締結し、かつ、土地の売買・賃貸借契約締結の日から2年以内に対象家屋を建設・購入していること。
- 他の補助金等との併用不可
当該家屋の建設又は購入時に、被災者生活再建支援金、岩手県中小企業等復旧・復興支援補助金等の被災者に対する各種支援制度を受けていないこと。



《利用されていない土地を売却した場合、所得を控除する特例措置があります。》

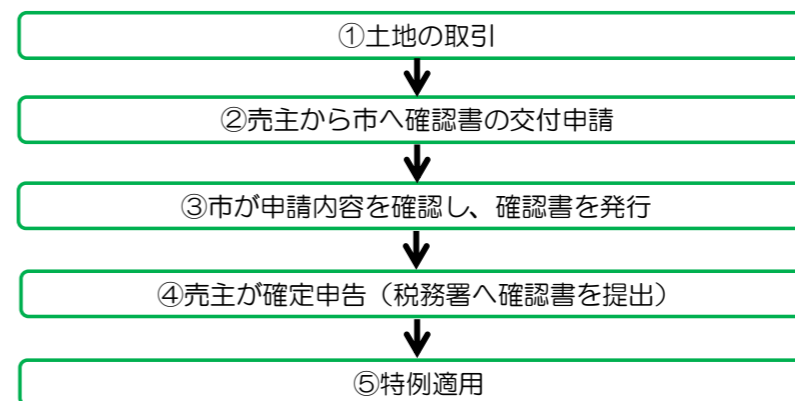
概要

土地の利活用を促進するため、一定の要件を満たした個人が所有する都市計画区域内の「低未利用土地」を売却した場合、個人の長期譲渡収益が100万円控除される特例措置があります。

主な要件

- 令和2年7月1日から令和4年12月31日までの売却であること
- 低未利用土地等であること及び譲渡後の土地利用について、市の確認がされた譲渡であること
- 譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること
- 譲渡の金額の合計が500万円を超えないこと など

手続きの流れ



その他

確認書の発行には日数を要しますので、余裕を持った申請をお願いいたします。
なお、制度の詳細やご不明な点などは、以下の問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先 建設部都市計画課（内線302、304）